

令和 2 年

綾瀬市議会 6 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

34	綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例	1
35	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	2
36	綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	4
37	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
38	綾瀬市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例	7
39	綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
40	綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	10
41	綾瀬市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて	15
42	専決処分の承認について（令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第3号））	別冊
43	令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第4号）	別冊

報 告

1	令和元年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	16
2	令和元年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	18
3	令和元年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	20
4	令和元年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	22
5	令和元年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について	24

綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例

綾瀬市手数料条例（昭和29年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表の12 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次の表において「法」という。）関係手数料の表を次のように改める。

事務の種別	徴収の基準	金額
法第17条の規定に基づく個人番号カードの再交付	1枚	800円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

第1条 綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第21条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

附則第13項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項に次の1号を加える。

(11) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零

第2条 綾瀬市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項第11号中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の1項を加える。

（法附則第60条第3項に規定する条例で定める入場料金等払戻請求権の放棄）

22 法附則第60条第3項に規定する条例で定める入場料金等払戻請求権の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の中

止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から、第1条中綾瀬市市税条例第15条第1項の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(綾瀬市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例（令和元年綾瀬市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に1項を加える改正規定中「附則に次の1項を加える」を「附則第22項を附則第23項とし、附則第21項の次に次の1項を加える」に改める。

附則第1項中「附則に1項を加える改正規定」を「附則第22項を附則第23項とし、附則第21項の次に1項を加える改正規定」に改める。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免の特例）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）を減免することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による減免について準用する。

この場合において、同条第2項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、提出期限を別に定めることができる」と読み替えるものとする。

附則第7条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の特例を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る減免の申請書の提出期限の特例）

- 14 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合その他の市長が規則で定める場合における第13条の3第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、提出期限を別に定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の申請書の提出期限の特例を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年綾瀬市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

目次中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、「（以下「受水槽」という。）」を削り、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に改め、「定期の」を削る。

「第3章 小規模受水槽水道」を「第3章 小規模貯水槽水道」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「水槽」に改め、同条第2項中「小規模受水槽水道の設置者」を「小規模貯水槽水道の設置者」に、「小規模受水槽水道の管理」を「小規模貯水槽水道の管理」に、「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に、「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第6項及び第7項並びに第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項第1号の改正規定（「受水槽」を「水槽」に改める部分に限る。）は、令和3年4月1日から

施行する。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年綾瀬市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年綾瀬市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第2項中「特定行政庁が指定する」を「市長が規則で定める」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 5 別表第1に掲げる綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区の区域内に存する建築物に対する制限の緩和については、前各項の規定にかかわらず、別表第2に定めるところによる。

別表第1に次のように加える。

7	綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---	--------------------	--

別表第2中「（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）」を「（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条関係）」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表に次のように加える。

7 綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区

（その1）

地区の区分	綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区		
	工業地区A	工業地区B	沿道地区A
ア 建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
	(1) カラオケボックスその他これに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これ	(1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票	(1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票

	<p>らに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 床面積の合計が70,000㎡を超える倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>ただし、地区計画の決定の告示の日に、上記に掲げる用途の建築物が現に存在している敷地において、同一用途を継続して、建築物を建築しようとする場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様替えをしようとする場合は、この限りでない。</p>	<p>券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 床面積の合計が70,000㎡を超える倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>ただし、地区計画の決定の告示の日に、上記に掲げる用途の建築物が現に存在している敷地において、同一用途を継続して、</p>	<p>券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) ナイトクラブその他これに類する令第130条の9の2に定めるもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>ただし、地区計画の決定の告示の日に、上記に掲げる用途の建築物が</p>
--	--	--	--

		建築物を建築しようとする場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、この限りでない。	現に存在している敷地において、同一用途を継続して、建築物を建築しようとする場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、この限りでない。
イ	建築物の敷地面積の最低限度		
ウ	壁面の位置の制限		
エ	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、37mを超えないものとする。	建築物の高さは、16mを超えないものとする。ただし、地区計画の決定の告示の日に、現に存する建築物について、16mを超えるものは、この限りではない。
オ	建築物の容積率の最高限度		
カ	建築物の建蔽率の最高限度		

(その2)

地区の区分	綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区
-------	--------------------

		沿道地区B	住工共存地区
ア	建築物の用途	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	
	の制限	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) ナイトクラブその他これに類する令第130条の9の2に定めるもの</p> <p>(4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(9) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(10) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>ただし、地区計画の決定の告示の日に、上記に掲げる用途の建築物が現に存在している敷地において、同一用途を継続して、建築物を建築しようとする場合又は建築物の大</p>	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の9の2に定めるもの</p> <p>(6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(9) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(10) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(11) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>ただし、地区計画の決定の告示の日に、上記に掲げる用</p>

		規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、この限りでない。	途の建築物が現に存在している敷地において、同一用途を継続して、建築物を建築しようとする場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、この限りでない。
イ	建築物の敷地面積の最低限度		
ウ	壁面の位置の制限		
エ	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、16mを超えないものとする。ただし、地区計画の決定の告示の日に、現に存する建築物について、16mを超えるものは、この限りではない。	
オ	建築物の容積率の最高限度		
カ	建築物の建蔽率の最高限度		

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定及び別表第2の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

綾瀬都市計画地区計画綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区地区計画の決定に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、綾瀬市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求めます。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市農業委員会委員の任命に当たり、委員に占める認定農業者等の割合が過半数に満たないため、認定農業者等に準ずる者を加えて、当該割合を4分の1以上といたしたく提案するものであります。

令和元年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

令和元年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	固定資産税等課税管理経費	円 3,300,000
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	270,000
		低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業	6,564,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	85,245,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道整備事業	164,698,000
	4 都市計画費	インターチェンジ事業	59,866,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	558,910,000
	3 中学校費	中学校施設改修事業	182,150,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 3,300,000	円	円	円	円	円	円 3,300,000
270,000		270,000				
6,564,000		6,564,000				
84,670,000			84,670,000			
163,276,000		71,032,000		52,300,000		39,944,000
55,862,000			27,561,000		28,301,000	
386,257,000		146,619,000		233,900,000	5,500,000	238,000
92,881,000		38,470,000		54,300,000		111,000

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和元年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度綾瀬市下水道事業特別会計繰

なお、当該予算は、地方公営企業法の適用に伴い、綾瀬市公共下水道事業会計へ引き継ぎま

令和元年度綾瀬市下水道事業特別会計繰

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 下水道整備費	公共下水道管きょ築造事業	円 60,500,000
		終末処理場建設事業	180,000,000

越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

した。

越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 60,500,000	円	円	円	円 30,200,000	円 30,250,000	円 50,000
180,000,000		96,750,000		83,200,000		50,000

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和元年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度綾瀬市深谷中央特定土地区画
 令和元年度綾瀬市深谷中央特定土地区画

款	項	事業名	金額
2 事業費	3 調査設計費	補償調査・換地事業	円 7,975,000
	4 換地清算金交付事業費	換地清算金交付事業	28,495,000

て

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 7,975,000	円	円	円	円	円	円 7,975,000
28,495,000					3,153,000	25,342,000

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和元年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算

令和元年度綾瀬市一般会計継続

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費 予算現額		
				予 算 計上額	前年度 繰 越 額	計
8 土木費	2 道路橋 りょう費	釜田橋・寺尾橋 修繕工事	円 199,333,000	円 79,733,000	円	円 79,733,000
10 教育費	3 中学校費	春日台中学校 プール改修工事	23,120,000	9,248,000		9,248,000

書を調製したので報告します。

費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国県 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
	79,733,000	79,733,000	20,889,000	33,944,000	24,900,000	
7,650,000	1,598,000	1,598,000	1,598,000			

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和元年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越

令和元年度綾瀬市一般会計事故繰越

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額
				支出済額	支出 未済額	
6 農林水 産業費	1 農業費	畜産振興事業	152,814,000 円	円	152,814,000 円	円
8 土木費	4 都市計画費	地域振興施設 整備推進事業	30,855,000		30,855,000	

計算書を調製したので報告します。

し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債		
円 152,814,000	円	円	円 152,814,000	円	円	台風21号により資材発注先の工場が被災し、年度内に完了ができなかったため
円 30,855,000					円 30,855,000	警察協議に日時を要しているため

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古塩政由